

事務事業事後評価表

《基本情報》

事務事業の名称【1】	障害者福祉事業		担当課【2】	総合福祉課		
			評価者(担当者)	村上 慎二		
総合計画での位置付け【3】	基本目標(章)	⑤いきいきと暮らせる福祉のまちづくり				重点施策【4】
	主要施策(節)	(3)社会福祉の充実				
	施策区分	(2)障がい者支援の充実				<input type="checkbox"/> 該当
実施の根拠(複数回答可)【5】	<input type="checkbox"/> 市長公約 <input type="checkbox"/> 新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】 <input checked="" type="checkbox"/> 法令、県・市条例等【 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法 】 <input type="checkbox"/> その他の計画【 】 <input type="checkbox"/> 該当なし					
事業区分【6】	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設の維持管理事業 <input type="checkbox"/> 内部管理事務 <input type="checkbox"/> 計画等の策定事務					
会計区分【7】	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別・企業会計【 】【 款 3 項 1 目 2 細目 1					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか)【8】	障がい者は年々増加傾向にあり、障がいの種別を明確にし、それに応じたサービスや割引等を受けやすくするための手帳の交付が必要である。また、各障がい者団体の育成及び障がい者の交流の場を提供する必要がある。
対象(誰、何に対して)【9】	障がい者及びその家族
意図(どのような状態にしたいのか)【10】	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付により、各種サービスや割引等を有効に活用してもらい、自立促進及び費用負担の軽減につなげる。

《事務事業の概要》

事業期間【11】	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【 年度】 【 H17 年度から】 【 年度～ 年度まで】				
事業主体【12】	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他【 】【				
実施方法【13】	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付 <input type="checkbox"/> その他【 】【				
事務事業の具体的内容【14】	・身体障害者手帳、療育障害者手帳、精神障害者手帳の交付申請及び取得に伴う各種割引、サービスの案内を行う。 ・自立支援医療(精神通院)の申請及び受給者証取得に伴う利用者負担についての説明を行う。 ・各障がい者団体等への助成を行う。				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">事務事業を構成する細事業【15】</td> </tr> <tr> <td>⇒</td> <td> ① 身体障害者手帳交付等業務 ② 療育手帳交付等業務 ③ 精神保健福祉手帳交付等業務 ④ 自立支援医療(精神)業務 ⑤ 障害者各種団体等補助金・負担金事業 </td> </tr> </table>		事務事業を構成する細事業【15】		⇒	① 身体障害者手帳交付等業務 ② 療育手帳交付等業務 ③ 精神保健福祉手帳交付等業務 ④ 自立支援医療(精神)業務 ⑤ 障害者各種団体等補助金・負担金事業
事務事業を構成する細事業【15】					
⇒	① 身体障害者手帳交付等業務 ② 療育手帳交付等業務 ③ 精神保健福祉手帳交付等業務 ④ 自立支援医療(精神)業務 ⑤ 障害者各種団体等補助金・負担金事業				

《事務事業実施に係るコスト》

		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	全体計画	
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	50 %		252		
		県支出金	50 %	2,599	2,599	2,599	
		起債	%				
		受益者負担					
		その他		1,749	1,743	1,732	
		一般財源		3,031	3,116	3,374	5,359
		【16】 小計		3,031	7,464	7,968	9,690
	[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)		90	0	0	0	
	職人件費	職員人工数	2.10	3.40	2.55	2.55	
		職員の年間平均給与(千円)	5,685	5,610	5,610	5,610	
【17】 小計		11,939	19,074	14,306	14,306		
合計			14,970	26,538	22,274	23,996	

《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
① 身体障害者手帳交付等業務	申請により、身体手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	738	835	758	800
② 療育手帳交付等業務	申請により、療育手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	92	128	100	120
③ 精神保健福祉手帳交付等業務	申請により、精神手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	241	315	262	300
④ 自立支援医療(精神)業務	申請により、受給者証の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	973	1,007	1,045	1,000
⑤ 障害者各種団体等補助金・負担金事業	関係団体へ補助金又は負担金を支払う。	交付団体数	団体	8	8	8	8

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H23目標	H24目標	H25目標	H26目標
			H23実績	H24実績	H25実績	
1 障害者手帳(身体・療育・精神)所持者数	障害者手帳を所有する者の累計数(年度末現在)	人	4,500	4,600	4,700	4,900
			4,565	4,673	4,856	
2						

《事務事業の評価》

評価項目	評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	補助金等は団体等を育成する上で必要であり、それぞれの団体の活動に支障が出てくる。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	
有効性 (判定) A	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	
効率性 (判定) A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	

《今後の方向性と改善》

今後の方向性【31】	<input type="checkbox"/> 拡充して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小を検討 <input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討 <input type="checkbox"/> 細事業の効率化【 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 民間活用 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 <input type="checkbox"/> 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	手帳の交付の際には、他の係や関係課と情報の共有を図り、利用者が少ない来庁で手続きが終わるように努めている。また、障がい者団体等の会合等に参加することで、活動の内容の把握に努めている。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	各手帳の交付等業務は、福祉サービスを受ける上で基本的業務である。同時に、障がい者団体等の育成や活動を支援する意味からも必要である。	評価責任者 松岡 康吉
------------------	---	----------------